平成２３年（フ）第１５号
愛媛県今治市菊間町浜1366番地１　菊間太宮団地Ａ－２号、旧住所松山市北久米町50番地16
債務者　井関　成美（旧姓多根）
1　決定年月日時　平成23年４月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月24日まで
松山地方裁判所今治支部
平成２３年（フ）第１００号
福岡県小郡市希みが丘２丁目13番地４
債務者　中山　智子
1　決定年月日時　平成23年４月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月24日まで
福岡地方裁判所久留米支部
平成２３年（フ）第１０８号
大分県臼杵市大字福良268番地
債務者　三浦　修平
1　決定年月日時　平成23年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月24日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係
平成２３年（フ）第１３４号
大分市金池町２丁目14番３号　第２セイユウビル301
債務者　安藤　清丈
1　決定年月日時　平成23年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月24日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係
平成２３年（フ）第１２１号
秋田県潟上市天王字追分西24番地15
債務者　細井建装こと　細井　喜助
1　決定年月日時　平成23年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
秋田地方裁判所民事第２部
平成２３年（フ）第１３２号
秋田市楢山南中町９番41号　メゾンドノエル205号
債務者　對馬亜希子（旧姓進藤）
1　決定年月日時　平成23年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
秋田地方裁判所民事第２部
平成２３年（フ）第７１号
福島県郡山市大槻町字半縄田26番地の９
債務者　黒羽　秀彰
1　決定年月日時　平成23年４月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係
平成２３年（フ）第９号
静岡県賀茂郡南伊豆町青市848　ふれあい南伊豆ホスピタル内、住民票上の住所静岡県下田市柿崎18番５号
債務者　増田　　勇
1　決定年月日時　平成23年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
静岡地方裁判所下田支部
平成２３年（フ）第３０号
山口県下関市金比羅町２番14号
債務者　櫻井　秀信
1　決定年月日時　平成23年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
山口地方裁判所下関支部破産係
平成２３年（フ）第３９号
山口県下関市綾羅木本町１丁目１番５号
債務者　藤井　彰二
1　決定年月日時　平成23年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
山口地方裁判所下関支部破産係
平成２３年（フ）第６２号
山口県下関市武久町１丁目46番８―203号　コーポ門前、前住所山口県下関市武久町１丁目66番23―302号
債務者　諏訪　和文
1　決定年月日時　平成23年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
山口地方裁判所下関支部破産係
平成２３年（フ）第７３号
山口県下関市宮田町２丁目２番５―402号　アルマイン宮田
債務者　江越　和美（旧姓井藤）
1　決定年月日時　平成23年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
山口地方裁判所下関支部破産係
平成２３年（フ）第１５９号
高知県吾川郡いの町枝川886番地25　山川荘207
債務者　田村　幸江
1　決定年月日時　平成23年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
高知地方裁判所破産係
平成２３年（フ）第１６０号
高知市井口町99番地
債務者　清水　史子
1　決定年月日時　平成23年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
高知地方裁判所破産係
平成２３年（フ）第１６６号
高知市桟橋通４丁目16番44号　コーポ三粧305
債務者　葛岡　鋭子
1　決定年月日時　平成23年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
高知地方裁判所破産係
平成２３年（フ）第１６９号
高知市神田207番地　県住Ｒ５－３
債務者　横田ミエ子
1　決定年月日時　平成23年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
高知地方裁判所破産係
平成２３年（フ）第１７２号
高知県南国市駅前町２丁目１番30号
債務者　北岡　啓志
1　決定年月日時　平成23年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
高知地方裁判所破産係